

# 決議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、整備を求める地方の声は切実なものがある。

少子高齢化が進む中、地域間格差の解消を図り、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速道路から生活道路までのネットワーク整備等が重要である。

これまで、我が国の道路は道路特定財源制度により、緊急かつ計画的に整備が進められてきたが、その状況は質・量ともに十分であるとは言えない。

このような状況の中、「道路特定財源等に関する基本方針」が閣議決定されたが、未だ、道路財源の扱いについて明確な方向が示されておらず、道路整備に大きな不透明感が生じている。

今後の道路整備の在り方の具体化に当たっては、整備を求める地方の実情・財政状況等について、十分に把握するとともに、納税者の理解を得ることが必要である。

そのためにも、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

- 一、道路特定財源諸税の扱いについては、納税者の理解を得られるものとすること。
- 一、バランスのとれた道路ネットワークの整備や、慢性的な渋滞の解消、開かずの踏切対策、交通事故対策をはじめ、必要と判断される道路を着実に整備すること。
- 一、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金制度を拡充し継続すること。
- 一、国際的にも割高となつている高速道路料金の引下げや、スマートインターチェンジの整備等の措置を講じ、利用者の利便性向上に努めること。
- 一、高齢化する道路ストックの増大に対応し、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行い、安全性・耐久性を高めること。
- 一、道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること。

平成二十年十月十六日